

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月30日（令和7年（行情）諮問第127号及び同第128号）

答申日：令和7年6月25日（令和7年度（行情）答申第135号及び同第136号）

事件名：陸上自衛隊幹部教育で「沖縄戦は善戦」との報道に対応するために行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件
陸上自衛隊幹部教育で「沖縄戦は善戦」との報道に対応するために行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書10」といい、第3ないし第5において、本件請求文書1に係るものを「本件対象文書1」、本件請求文書2に係るものを「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月15日付け防官文第18558号、同年10月25日付け同第24301号及び同第24302号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1）

ア 本件対象文書1の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書1の電磁的記録の特定を求める。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙 1（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙 2（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書 1 の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 2 2 年度（行情）答申第 5 3 8 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書 1 が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書 1 の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された P D F ファイルが本件対象文書 1 の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書 1 の内容と関わりのない情報」（平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号）についても特定を求める。

平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号で示すような「本件対象文書 1 の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書 1 に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成 2 4 年度（行情）答申第 3 6 5 号及び同第 3 6 7 号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

キ 複写媒体として D V D - R の選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体として D V D - R が選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書 2（原処分 2 及び原処分 3 共通）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」

（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（1）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（1）キと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）原処分1及び原処分2について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（本件対象文書1）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年8月15日付け防官文第18558号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年10月25日付け防官文第24301号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2から文書6までについて、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（2）原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書2ないし文書10（本

件対象文書 2) を特定し、令和 6 年 1 0 月 2 5 日付け防官文第 2 4 3 0 2 号により、法 5 条 1 号、2 号イ、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 3）を行った。

本件審査請求は、原処分 3 に対して提起されたものである。

2 法 5 条該当性について

原処分 2 及び原処分 3 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、2 号イ、5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分 1 及び原処分 2 について

ア 審査請求人は、「本件対象文書 1 の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書 1 は、電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書 1 の内容と関わりのない情報」（平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法 2 条 2 項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定された P D F ファイルが本件対象文書 1 の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書 1 と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書 1 は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法 5 条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法 1 1 条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分 1 を行ったものである。

カ 審査請求人は、「複写媒体として D V D - R の選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、

法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書2ないし文書6の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、文書2ないし文書6の一部が同条2号イ、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

(2) 原処分3について

アないしウ 上記(1)アないしウと同旨。ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」と読み替える。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書2の一部が同条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オないしケ 上記(1)エ、カ、クないしコと同旨。ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」、「原処分2」並びに「原処分1及び原処分2」を「原処分3」と読み替える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和7年1月30日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第127号及び同第128号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年2月10日 | 審議（同上） |
| ④ 同年6月19日 | 令和7年（行情）諮問第127号及び同第128号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めている。諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書1の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書には、「陸上自衛隊幹部教育で「沖縄戦は善戦」との報道に対応する」及び「【裏面をご参照下さい】」と記載の上、当該請求文言に関連した報道記事が添付されていたことから、本件請求文書1に係る開示請求書に記載のある「陸上自衛隊幹部教育で「沖縄戦は善戦」との報道に対応する」ことに関して作成した文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書6を特定した。

イ 本件対象文書2の特定について

本件請求文書2に係る開示請求書には、「陸上自衛隊幹部教育で「沖縄戦は善戦」との報道に対応するために行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第18558号（2024. 6. 18－本本B470）で、残りの部分とされた全て」及び「当該請求（2024. 6. 18－本本B470）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、①本件請求文書1に係る原処分1で残りの部分とされた文書及び②本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和6年6月19日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年8月27日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、①に該当する文書として原処分2で特定された文書2ないし文書6及び②に該当する文書として文書7ないし文書10を特定したものである。

ウ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、上記(1)ア及びイの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)ウの保管状況及び上記(1)エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書3の不開示部分(別表の番号1及び番号2)について

当該不開示部分には、特定年の陸上自衛隊幹部教育の実施計画において、「沖縄戦は善戦」と表現されたことに関し、特定報道機関から受けた問合せに係る防衛省内での検討内容が記載されていると認められる。当該部分は、これを公にすることにより、特定報道機関から受けた問合せに係る防衛省内での検討状況が推察され、防衛省内での自由かつ達な議論に支障を来したり、外部からの不当な圧力や干渉を受けたりするなどして、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるといえる。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (2) 文書10の不開示部分(別表の番号3)について

当該不開示部分には、規律違反の疑いのある特定の隊員に対し実施された調査に係る結果の内容が具体的かつ詳細に記載されていると認められるので、これらは当該隊員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

当該情報の公表の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、規律違反の疑いのある隊員に対し調査を実施したことは公表されているものの、調査対象とされた個別の隊員の氏名や、これらの者に対する処分の有無等といった調査結果の内容は、本件開示請求時点では公表されていない旨説明する。

上記の諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められないので、本件不開示部分については、法令の規定により又は慣行として公にするこ

とが予定されている情報であるとする事情も認められず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

当該不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、当該隊員は公務員であり、当該不開示部分に当該隊員の職務に係る記述が含まれるとしても、規律違反の疑いがあるとして調査を受けることは、当該隊員に分任された職務の内容に係る情報とはいえず、法5条1号ただし書ハに該当するとも認められない。

ウ 法6条2項による部分開示の可否について

調査対象とされた個別の隊員の氏名等が公表されていないことからすると、本件不開示部分は、これを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該隊員が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、規律違反の疑いがあるとして調査を受けたという当該隊員にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該隊員の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

エ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び5号に該当すると認められるので、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

陸上自衛隊幹部教育で「沖縄戦は善戦」との報道に対応するために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書 2

陸上自衛隊幹部教育で「沖縄戦は善戦」との報道に対応するために行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第18558号(2024.6.18-本本B470)で、残りの部分とされた全て、及び当該請求(2024.6.18-本本B470)の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

(1) 本件請求文書 1 に係るもの(本件対象文書 1)

文書 1 「戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦」

文書 2 令和6年6月7日(金曜日) 記者実問

文書 3 特定報道機関からの質問について(6.6.5 報道担当)

文書 4 陸幕長定例記者会見(令和6年6月6日(木) 1530～1551)

文書 5 政教分離・歴史観関連 想定(6.6.6)

文書 6 政教分離・歴史観関連 想定(6.6.13)

(2) 本件請求文書 2 に係るもの(本件対象文書 2)

上記(1)の文書 2 ないし文書 6

文書 7 政教分離・歴史観関連 想定(6.7.11)

文書 8 政教分離・歴史観関連 想定(6.7.18)

文書 9 政教分離・歴史観関連 想定(6.7.25)①

文書 10 政教分離・歴史観関連 想定(6.7.25)②

別表

文書 3 特定報道機関からの質問について（6. 6. 5 報道担当）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人その他の団体が有する権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 2 号イ、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。

文書 10 政教分離・歴史観関連 想定（6. 7. 25）②

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
3	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。